

会議の名称	平成28年度第1回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年4月21日(木) 午後6時30分～8時25分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 北野雄二委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度諮問第2号 「年金生活者支援給付金の受給資格判定のためのオンライン結合による個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」 (保険年金課)</li> <li>・平成28年度諮問第1号 「児童扶養手当等の資格認定事務の審査業務委託」 (子ども総務課)</li> </ul> <p>※所管課の都合により、諮問審議の順番を変更しています。</p> <p>(4) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第6回審議会でも出された意見に対する回答</li> <li>・通学路への防犯カメラ設置(学務課)</li> </ul> <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶</p> <p>こんばんは。本日は夕刻のお忙しい時間そしてお足元の悪い中個人情報保護運営審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>平成28年度に入りまして初めての個人情報保護運営審議会になりますが、日頃から委員の皆さまにおかれましては、個人情報保護という重要な案件につきまして深いご理解と多大なるご指導をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。</p> <p>私の自己紹介になりますが、これまで環境安全部長をしており人事異動により4月1日より総務部長に着任いたしました。まだ何かと不慣れでございませ</p>			

て行き届かないところがあるかと存じますが、何卒ご指導賜りますようお願いいたします。本日は2件の案件をご審議いただきますが、事務局としましては円滑に審議会を運営できるよう努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 諮問書授受

総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○ 「年金生活者支援給付金の受給資格判定のためのオンライン結合による個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び保険年金課の回答

- 本事業は日本年金機構、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）、保険年金課、高齢介護課、情報政策課の6つの機関が関わってくるが、本事業における総括的な管理はどこが行うのか。また、各機関でデータの伝送作業を行ったときに、保険年金課長に伝送作業を終えた旨の連絡はいくのか。
  - 市役所内における事業の総括的な管理者は保険年金課になる。市から国保連合会へ伝送した後は、国保中央会や日本年金機構へデータが送られるたびに保険年金課に連絡が入るということはない。最終的に日本年金機構が給付対象者を判定し、当該対象者へ給付金支給のお知らせや請求書用紙等の送付作業を行うが、その時には報告があるのではないかと考えている。
- 国保連合会から高齢介護課に伝送されたデータは、高齢介護課職員がUSBメモリに取り込むという理解でよいか。
  - その通り。高齢介護課職員がデータを取り込むときは、保険年金課職員が立ち会う。
- その後の工程において、情報政策課職員、日立システムズの社員及び高齢介護課職員がそれぞれ作業を行うときも保険年金課職員は立ち会うのか。また、諮問書4ページ【(3) 作業手順】に記載の作業は、どれくらいの日数を要すると想定しているのか。
  - 日数は5月～7月の2ヶ月を想定している。これまで他の事業においても、本市と国保連合会は保険者ネットワークにより伝送作業を行っている。そこに本作業が追加されるイメージである。

本事業の流れは、保険年金課職員立会いの下で高齢介護課職員がデータをUSBメモリに取り込んだ後、保険年金課職員が情報政策課にUSBメモリを持ち込む。情報政策課には日立システムズの社員が常駐しているので、当該社員に所得情報等データの追記作業を行ってもらい。その作業が完了したら保険年金課職員がUSBメモリを取りに行き、高齢介護課にある専用パソコンで伝送作業を行ってもらい。これが本事業の流れである。
- 日立システムズの社員が所得情報等の追記作業を始めてから保険年金課にUSBメモリを返却するまでの期間はどれくらいか。
  - 追記作業が終了次第返却されるので、期間はそれほど長くはないと考えている。
- 予定日に返却されないとか、返却が遅い場合もあるかと思う。その場合に誰が

- 監視しているのか。そういう意味で先ほど総合管理者は誰かと聞いた。
- USBメモリは情報政策課から借りるものだが、本事業における情報管理者は保険年金課なので、USBメモリの管理は保険年金課で行う。USBメモリが庁舎外に出ることはないので、情報漏えいの可能性は低いと考えている。
  - 情報政策課からUSBメモリが返却された後、高齢介護課から伝送作業を行うとのことだが、作業は数日で終わるのか。作業期間が長くなると伝送作業の失念や情報漏洩の可能性が高くなるので、このような質問をしている。
  - 作業は数日で終わるが、厚生労働省から出されているスケジュールがあるのでそれに沿って行う。
  - 追記作業を行う日立システムズの社員は何名なのか。
  - 複数名である。
  - 市に常駐する日立システムズの社員は全部で何人いるのか。市職員ではない外部の人間が個人情報に触れるので、できれば名簿で把握しておいてもらいたい。
  - (情報公関係長) 情報政策課は把握しているが、保険年金課や総務課では把握していない。後で確認する。
  - 審議会で報告する必要はないが、本事業に携わる日立システムズ社員の名簿を保険年金課で控えておいた方がいいと考える。
  - 日本年金機構から国保連合会を経由して市にデータが送られるとのことだが、東村山市の対象者データは複数回に分けて送られてくるのか。
  - 一度に送られてくる。
  - そうすると作業期間に2ヶ月もかからないと思うが。
  - 作業は1週間程でできるが、日本年金機構は全国の自治体とデータをやりとりするので、2ヶ月というスケジュールになっている。
  - 市には5月以降いつ伝送されるのかわからないということか。
  - 5月下旬に伝送される予定である。
  - 最終的にはUSBメモリ内にある所得情報を追記した候補者データを、高齢介護課にある専用パソコンから伝送するという理解でいいか。
  - その通り。
  - 伝送後にUSBメモリ内のデータは消去するのか。
  - その通り。USBメモリは情報政策課から借りているので、データを消去して返却する。
  - 国保連合会から高齢介護課にある専用パソコンに候補者データが伝送されるときは、高齢介護課から保険年金課に連絡がくるのか。
  - その通り。基本的には伝送作業のスケジュールを国保連合会と定期的に共有しているので、伝送される時期はおおよそ把握できる。
  - USBメモリが庁舎外に持ち出されることはないが、だからといって気が緩んではいけない。各課で個人情報の入ったUSBメモリをやりとりをするなかで、保険年金課が立ち会っていないときに何かアクシデントが起こった場合、保険年金課に報告がいく体制になっているのか。
  - 例えば高齢介護課で送信ミス等により所得情報等を伝送できない場合は、即座に保険年金課に連絡し各所管で連携をとって対応していく。
  - 本事業における作業の手順書は作成しているのか。
  - 本事業以外の業務においても国保連合会と市の間で伝送作業をしているので、その作業手順書を準用する。
  - 本事業は、高齢介護課にある専用のパソコンを使用して国保連合会と個人情報のやりとりをするものという理解でいいか。また様々な機関で個人情報のやりとりをするが、国が制定した制度なのでそれに基づいて業務を遂行するのか。

- その通り。諮問書 13 ページに【保険者ネットワーク概要図】がある。公営保険者(市)の介護 PC を使用し、国保連合会に伝送する。
- 個人情報保護の観点からいうと、個人情報が様々な機関を経由するので情報漏えいが懸念される。専用パソコンは高齢介護課に置いてあるということなので、高齢介護課と密に連携をとって業務にあたってもらいたい。
- 承知した。
- 庁舎内では安全性が保たれそうだが、国保連合会や日本年金機構等の市の目が届かない機関で個人情報をやりとりするときに心配である。
- 国保連合会から国保中央会、日本年金機構へは他の国民健康保険に係る業務においても相当数のデータをやりとりしているが、これまで漏えい等の事故は起きていない。
- 日本年金機構と国保中央会、国保連合会とを結ぶ回線も専用回線なのか。
- 国保中央会と国保連合会の間は専用回線である。日本年金機構と国保中央会の間は回線ではなく媒体でやり取りする。
- 候補者データに所得情報等を追記するときに、手入力で行う作業はあるのか。
- 手入力で行う作業はない。データを機械的にマッチングさせる。
- 個人情報保護の観点で重要なのは情報漏えいを防ぐだけではなく、データの追記といった場面で個人情報の入力ミスを防ぐことである。  
また、高齢介護課から国保連合会に伝送する場合において、失敗なく伝送できたかどうか保険年金課長に連絡がくるのか。
- 他の国民健康保険や後期高齢者医療に係る業務においても専用回線を用いてやりとりしているが、エラーは全くないと聞いている。もし伝送できてないときがあれば、国保連合会から高齢介護課に「伝送にエラーがある」旨の連絡がくるので、高齢介護課から保険年金課にその旨を伝え、再度伝送することになる。
- 本事業を行うにあたり起案書をあげると思うが、何月何日に伝送作業が終了したと記録に残しておかないのか。
- 事業の経過はきちんと残しておく。
- 伝送ミスを考慮しデータのバックアップを取っている企業が多い。たとえば、情報政策課のサーバー内にバックアップデータを保存しておき、伝送ミスが起きたときには再度伝送できるような仕組みなのか。
- おそらくサーバー内には情報は残らない。伝送エラーの表示がなければ送信されたと考え、国保連合会からも何も指摘が無ければ一定期間後に USB メモリ内のデータを消去する。バックアップまではとらないと考えている。
- 他の業務でもこの専用回線を用いて伝送されているので本事業もその運用に準じて行われると思うが、情報管理の観点からいうとバックアップ期間の設定や当該期間後における消去の確認は重要である。東村山市における USB メモリ内の消去時期や、消去するときは誰が確認するのか教えてもらいたい。
- 従来の業務における伝送作業は高齢介護課に一任しているので、伝送を終えた旨の報告は入らない。伝送エラーが起こったときは再度伝送を行うが、私が保険年金課にいる 7 年間では、伝送ミスは起きたことはない。
- 補足：USB メモリ内のデータは、伝送が成功したことを確認でき次第消去する。消去作業及び消去がきちんとなされたかの確認は保険年金課職員が行う。
- USB メモリの移動は庁舎内のみで安全性が高い。しかし、本事業はこれまで行ってきた事業にプラスして行われるだけなので、これまで通りの運用で問題ないだろうという意識が多少見られる。アクシデントが起こったときのことを想定して事業を進めていただけたらと思う。手厳しい意見になってしまったが

よろしく願います。

→ 承知した。

**○ 「児童扶養手当等の資格認定事務の審査業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び子ども総務課の回答

- 本審査業務を委託するにあたり、基本的には市内の医師に願いますのか。それとも市外の医師にも願うことはあるのか。
- 東村山市医師会（以下「医師会」という。）から会員登録している市内の医師を紹介してもらう予定である。市内の医師の専門外である障害判定が必要な場合には、医師会に市外の医師を紹介してもらえるかどうか確認し、紹介できるということであれば、その医師に依頼する。
- そうすると、市の依頼を初めて受ける病院もありうるということか。
- その通り。
- 医師が本審査業務をするときに、病院のカルテに記入することはあるのか。
- カルテには記入しない。
- 諮問書10ページ【児童扶養手当障害認定診断書】に「初診から現在までの臨床的経過欄」があるが、これは病状の経過をみて医師が診断を付けるものだと思う。本審査業務は申請者1人につき1度きりの診断なので、なぜこのような欄を設けているのか教えてもらいたい。
- 【児童扶養手当障害認定診断書】は審査委託する医師が書くものではない。児童扶養手当等を申請するにあたり、まず申請者は主治医にこの診断書を記入してもらい、当該診断書と申請書等を持って市に申請する。その後、判定を依頼する医師に市職員が当該診断書等を持って依頼する流れである。したがって「初診から現在までの臨床的経過欄」は主治医が記入し、当該診断書を基に児童扶養手当等支給基準に当てはまるかどうかの審査を、委託する専門医に願う。
- 諮問書2ページ【○個人情報の受け渡し】に「配達記録の確認ができる手段により渡す」とあるが、具体的にどのような方法なのか。
- 受取人にきちんと届いたのかが確認できる簡易書留等の方法である。
- 本審査業務の件数が少なく、且つ個人の医師と契約するのであれば、本人限定受取郵便にした方がいいと思う。
- 本審査業務は、市民から診断書が提出された後に医師と契約をする。医師に依頼するときは、原則、子ども総務課職員が直接届けて判定業務を願うし、医師が判定業務を終えたときはまた、職員が書類等を取りに行く。受け渡し日程の調整がつかないときだけ、郵送により受け渡しを行う。本人限定受取郵便については検討する。
- 申請の内容によっては、障害年金の支給対象になる方もいるかと思う。本審査業務は診断書から判定するが、障害年金の対象になるかどうかについてもご案内すれば親切だと思う。申請すれば年金が認定される状態であるのにもかかわらず、知らずに申請していないケースもある。障害年金の受給基準に該当する方には主治医から勧奨すれば一番いいと思うが。
- かなり重い障害であると診断書を見て当課で判断すれば、障害年金の受給についてご案内することもある。ただ、申請に来られるほとんどの方はすでに障害年金を受給していることが多く、障害手帳等で判定できる。

- 諮問書2ページ【6 委託先】に「〇〇病院の医師1名と契約を想定」と記載されている。たとえば視覚障害用の診断書が提出されたときは眼科の専門医に依頼するといったように、各分野に応じた医師に依頼するという理解でよいか。
  - その通り。
  - 諮問書21ページ【(総則)第1条】に「児童扶養手当」とは、児童扶養手当法の規定による受給する手当であり、「児童育成手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、各条例の規定による手当及び助成と記載してある。条例の規定によるものであれば、制度は市独自に決めているのか。
  - 「児童扶養手当」は国の制度であり、「児童育成手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成制度」については東京都の制度である。その制度を基に市が条例を定め事業を行っている。
  - 予算は東京都なのか。
  - その通り。
  - 諮問書20ページの委託契約書中【3 契約金額】に「規格」の欄があるが、「金額」の誤りではないのか。
  - 「金額」は「単価」欄に書いている。「規格」の欄は誤って表記しており不要なので削除する。
  - 現在障害支援課が委嘱している医師の専門外である障害判定が必要なときは、審査業務を別の医師に委託するという事なので、今度は子ども総務課が個人情報取り扱いの注意喚起や市民からの苦情処理等を行う必要がでてくる。これまで障害判定業務は障害支援課に依頼していたこともあり、障害支援課には業務のノウハウが蓄積されていると思う。
  - 現在、医師の判定が必要な場合は障害支援課が当課の案件も併せて依頼しているため、医師とのやりとりは障害支援課が行っている。今後、障害支援課が依頼する医師とは違う医師に子ども総務課から障害判定を依頼する場合は、子ども総務課から当該医師に説明する。その時は個人情報の取り扱いについて説明しながら依頼する。
  - これまで障害支援課から判定依頼していた医師に、子ども総務課からも依頼することがあるという理解でいいか。
  - 障害支援課が依頼する医師とは違う医師に、子ども総務課から依頼する。
  - 本委託事業は子ども総務課が所掌するので、委託業務のなかで個人情報に係る事故が発生したときは、苦情は子ども総務課に寄せられるということをしっかり認識して事業にあたってもらいたい。
  - 昨年度に障害支援課を通じて医師の判定を依頼した件数は4件で、障害支援課が委嘱した医師1名がすべて判定した。委嘱医師で判定できない案件はまだ発生していないが、発生に備えて事業を開始するものである。
  - 4件の障害種別の内訳を教えてください。
  - 主に内科系の障害の判定である。
  - 視覚障害や聴覚障害に係る判定をしたことがあるのか。
  - これまではない。
  - 新たに委託する医師に判定を依頼するのは年間で1～2件程度と思うが、医師が看護師等も含め誰も入れない部屋で判定業務を行ってくれるのかどうか懸念事項である。病院の規模によってもそのような部屋の有無が変わってくる。また、医師自身が他人の入らない部屋で判定業務をしなければならないという意識でいるのかも気になる。医師自身には守秘義務があるが、看護師など他の職員が入ってくることに無頓着な方もいる。
- 障害に係る情報は通常個人情報よりも保護を要するので、個室で判定しても

らえるよう依頼する必要があるだろう。どういう部屋で判定を行うのか確認し、判定中は他人の入室を禁止するよう仕様書に記載した上で、契約した方がいいと考える。

→ 検討する。

● 判定業務終了後の診断書及び判定依頼書等の取り扱いについて、市はどのように行うのか。

→ 市職員が直接医師から回収した後、判定書に基づき手当申請を認定するのか又は却下するのかを起案する。起案書は文書管理規程上の保存年限に基づき、文書管理ボックスに入れて鍵のかかるキャビネット内に保管する。

● 諮問書 3 1 ページ【所得個人情報取扱者の届出】は、契約する医師に提出してもらうのか。

→ その通り。

● 医師と診断書や判定依頼書等をやりとりするときの方法をきちんと決めること。また、どのような部屋で判定してもらえるのか確認し、判定作業は他の人の目に触れないようお願いしてもらいたい。

● 手順をきちんと確認して作業にあたってもらいたい。

→ 承知した。

#### (4) 報告

### ○ 平成 27 年度第 6 回審議会でも出された意見に対する回答（総務課）

(情報公開係主事)

昨年度の諮問第 1 3 号から第 1 5 号について、頂いたご意見に対する回答を報告する。本日お配りした「個人情報保護運営審議会の答申の回答」という資料をご覧ください。ご質問が多くなっているので主な回答のみご説明する。

< 諮問第 1 3 号 >

● 受託者が受診券を印刷するとのことだが、印刷の失敗は必ず起こる。印刷を失敗した受診券の取り扱いについて、受託者で廃棄させるのか市に返還させるのかを受託者と確認し、仕様書に明記してもらいたい。

⇒ 受託者における印刷を失敗した受診券については、仕様書に市に返却させる旨を明記した。

< 諮問第 1 4 号 >

● 業務従事者の守秘義務だが、在職中だけでなく退職時にも従事した業務内容について口外しない旨の誓約書をとっているかどうかを確認してもらいたい。

⇒ 受託者は従事者に対し、「機密保持誓約書」及び「退職（契約満了も含む）における確約書」の取り交わしを行っていることを確認した。また、仕様書にも誓約書の提出について明記した。

< 諮問第 1 5 号 >

● 受託者が取り扱う個人情報を消去したかどうかをどう確認するのか、方法を決めたほうが良い。

⇒ 委託業務の全てが終了した際に、消去日付・担当者等を記載した文書を受託者から提出いただき、確実に個人情報を消去したことを確認する。

(委員意見)

● 諮問第 1 3 号から第 1 5 号について審議会から出た意見に対して「対応することは困難である。」という回答はあるのか。

→ そのような回答はない。

## ○ 通学路への防犯カメラ設置（学務課）

（情報公開係長）

本日お配りした「平成28年度第1回個人情報保護運営審議会への報告事項」という資料をご覧いただきたい。市立小学校3校の通学路に防犯カメラを設置したことをご報告する。

平成18年から小学校と保育園（敷地内）に順次防犯カメラを設置した。その際は個人情報保護運営審議会に諮問して可の答申をいただいている。その後、東村山駅西口地下駐輪場に防犯カメラを設置したときに、防犯カメラの諮問が何回か続いているが、これまで審議会に出た注意点を守って運用してもらえれば諮問ではなく報告でよいと了承を得ているため報告するものである。

平成28年3月30日に、秋津小学校・八坂小学校・久米川小学校の通学路にある電柱や街路灯に防犯カメラを設置した。都内の区市町村が通学路に防犯カメラを設置するときは、設置費用の半分を東京都が補助する制度があるので、それを利用している。設置箇所は凶面の通り1校につき3か所である。設置場所の選定は、東村山警察署、教育委員会及び各学校のPTAで協議し、不審者が出たという情報等を参考に最適であろう場所を選んだと学務課から聞いている。

防犯カメラは高さ5メートルほどの位置に設置しており、撮影データは防犯カメラ内にあるSDカードに自動的に記録され、1週間ほどで順次上書き保存される。このカメラは第三者が登って中をみようとしても開けられないよう鍵がかかっている。警察からの捜査依頼によりSDカードを取り出すときも、市職員だけでは取り出せないため、設置業者を呼び市職員立会いの下でSDカードを取り出す作業をする必要がある。

これまでに本審議会でご意見に沿った運用として、防犯カメラが稼働中であること、警察から依頼があれば映像を提供することがあるという注意書きを電柱に掲示している。また、SDカードに保存されるデータの管理責任者は学務課長である。警察から撮影データの提供を求められたときは、署長印が押印されている「捜査関係事項照会書」を提出してもらおう。その上で資料3ページの「撮影記録の外部提供」の様式を使って防犯カメラの映像を提供してもよいかを起案し、教育委員会の場合は教育長決裁を得た上で警察に提供する。受け渡しの日時等はこの様式の下部に記載する。

- 防犯カメラを設置する旨を、可能であれば市報で周知した方がよい。
- 詳しい設置場所まで載せると、設置場所を避けて犯行が行われるかもしれない。先行して設置している自治体のホームページをみると「区内の小学校の通学路に順次設置した。」というような記載にしているため、本市が周知するときも詳細な場所は載せない記載方法がいいかと考えている。
- 防犯カメラが故障したとき、すぐに市は把握できるのか。録画データを使用したいときに録画されていないこともある。
- 定期的なメンテナンス時には故障しているかどうかわかるが、故障したという情報がリアルタイムで市に送られてくるわけではないと思う。メンテナンスの頻度は学務課に後日確認する。
- 録画データの保存期間が7日間とのことだが、短くないか。
- 東京都の補助金交付要綱に遵守事項が記載されており、そのなかに「録画期間



は概ね1週間とする。」と規定されている。

- 今後設置する小学校は増えていくのか。
- 来年4校を予定している。予算の問題もあるが全校に順次設置する考えである。
- 「周知用掲載物見本」に日付を記載する欄があるが、ここには設置日を入れるのか。
- その通り。
- 小学校を優先して設置していくのか。中学校は対象でないのか。
- その通り。東京都の補助金交付要綱では、公立小学校通学路への設置が対象になっている。今後補助対象範囲が中学校まで拡大すれば、公立中学校に設置することも考えられる。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。